

議会運営委員会次第

令和2年2月18日（火）

午前10時開議

第3・4委員会室

- 1 令和2年第1回定例会の運営について
 - (1) 会期の決定について
 - (2) 議案の取り扱いについて
 - ア 議案第1号
 - イ 議案第2号から議案第27号
 - (3) 議事日程について
 - (4) 予算審査特別委員会の設置について
 - (5) 追加議案について
 - (6) 一般質問通告書について
 - (7) 請願・陳情について
 - (8) 実効性のある公共交通網形成計画の策定を求める決議について
 - (9) 意見書の取り扱いについて
- 2 その他
 - (1) 所管事務調査（行政視察）の振り返りについて
 - (2) 東日本大震災の黙とうについて
 - (3) 議会視察の対応について
 - (4) その他

令和2年流山市議会第1回定例会会期日程表（案）

別紙1

令和2年2月 日提出

月 日	曜日	内 容	月 日	曜日	内 容
2月	木	本会議午後1時開議	3日	火	休 会（教育福祉常任委員会）
20日		1 会議録署名議員の指名	4日	水	休 会（市民経済常任委員会）
		2 会期の決定	5日	木	休 会（都市建設常任委員会）
		3 議案第1号から議案第27号 報告第1号から報告第3号 （議案上程・提案理由説明及び報告）	6日	金	休 会（議案研究）
			7日	土	
		4 休会の件	8日	日	
			9日	月	休 会（予算審査特別委員会）
21日	金	休 会（議案研究）	10日	火	休 会（予算審査特別委員会）
22日	土		11日	水	休 会（予算審査特別委員会）
23日	日		12日	木	休 会（議案研究）
24日	月		13日	金	休 会（予算審査特別委員会）
25日	火		本会議午前10時開議	14日	土
		1 市政に関する一般質問	15日	日	
26日	水	本会議午前10時開議	16日	月	
		1 市政に関する一般質問	17日	火	
27日	木	本会議午前10時開議	18日	水	休 会（※予算審査特別委員会）
		1 市政に関する一般質問	19日	木	休 会（総合調整）
			20日	金	
			21日	土	
28日	金	本会議午前10時開議	22日	日	
		1 市政に関する一般質問	23日	月	本会議午後1時開議
		2 議案第1号 （質疑・特別委員会設置・委員会付託・委員の選任）			1 議案 （委員長報告・質疑・討論・採決）
		3 議案第2号から議案第27号 （質疑・委員会付託）			2 議案・請願・陳情 （委員長報告・質疑・討論・採決）
		4 請願・陳情の件 （委員会付託）			3 追加議案上程 （議案上程・提案理由説明・採決）
		5 休会の件			4 発議上程 （提案理由説明・質疑・討論・採決）
29日	土	休 会（議案研究）			5 所管事務の継続調査について
3月1日	日				
2日	月		休 会（総務常任委員会）		

（注）※は議会内による指摘要望事項協議日

令和2年流山市議会第1回定例会議案付託表

令和2年 月 日提出

付託委員会名	議案番号	件名
予算審査 特別委員会	議案第1号	令和2年度流山市一般会計予算

令和2年流山市議会第1回定例会議案付託表

令和2年 月 日提出

付託委員会名	議案番号	件名
総務委員会	議案第2号	令和元年度流山市一般会計補正予算(第5号)
	議案第3号	流山市部設置条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第4号	流山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第5号	流山市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第6号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第7号	流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第8号	財産の取得について(新設中学校用地)
	議案第9号	財産の取得について(中野久木散策の森用地)
教育福祉委員会	議案第10号	令和2年度流山市介護保険特別会計予算
	議案第11号	流山市看護師等修学資金貸付条例の制定について

付託委員会名	議案番号	件名
教育福祉 委員会	議案第12号	流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第13号	流山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第14号	流山市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
市民経済 委員会	議案第15号	令和2年度流山市国民健康保険特別会計予算
	議案第16号	令和元年度流山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
	議案第17号	令和2年度流山市後期高齢者医療特別会計予算
	議案第18号	令和元年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
都市建設 委員会	議案第19号	令和2年度流山市土地区画整理事業特別会計予算
	議案第20号	令和元年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
	議案第21号	令和2年度流山市水道事業会計予算
	議案第22号	令和2年度流山市下水道事業会計予算
	議案第23号	令和元年度流山市下水道事業会計補正予算（第2号）
	議案第24号	流山市景観条例の一部を改正する条例の制定について

付託委員会名	議案番号	件名
都市建設 委員会	議案第25号	流山市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第26号	流山市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第27号	流山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和2年流山市議会第1回定例会日程表（第1号）

令和2年2月20日

午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

- 第3 議案第1号 令和2年度流山市一般会計予算
議案第2号 令和元年度流山市一般会計補正予算（第5号）
議案第3号 流山市部設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第4号 流山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第5号 流山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第6号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第7号 流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第8号 財産の取得について（新設中学校用地）
議案第9号 財産の取得について（中野久木散策の森用地）
議案第10号 令和2年度流山市介護保険特別会計予算
議案第11号 流山市看護師等修学資金貸付条例の制定について
議案第12号 流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第13号 流山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第14号 流山市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 令和2年度流山市国民健康保険特別会計予算
- 議案第16号 令和元年度流山市国民健康保険特別会計補正予算
(第3号)
- 議案第17号 令和2年度流山市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第18号 令和元年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算
(第3号)
- 議案第19号 令和2年度流山市土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第20号 令和元年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算
(第2号)
- 議案第21号 令和2年度流山市水道事業会計予算
- 議案第22号 令和2年度流山市下水道事業会計予算
- 議案第23号 令和元年度流山市下水道事業会計補正予算(第2号)
- 議案第24号 流山市景観条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第25号 流山市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例の制定について
- 議案第26号 流山市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を
改正する条例の制定について
- 議案第27号 流山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条
例の一部を改正する条例の制定について
(議案上程・提案理由説明)
- 報告第1号 専決処分の報告について
- 報告第2号 専決処分の報告について
- 報告第3号 専決処分の報告について
(説明)

第4 休会の件

実効性のある公共交通網形成計画の策定を求める決議

近年、子どもが犠牲になる痛ましい交通事故や、高齢ドライバーによる重大な事故が社会問題化している。本市ではこの問題についてこれまで道路や通学路の安全対策の強化をはかって来たが、今後は、高齢化の進展が著しい地域や、人口増加が著しい地域など、地域ごとのきめ細やかな課題整理と施策の展開が求められている。

特に、高齢化の進展が著しい地域では喫緊の対策が必須である。現在、高齢ドライバーの運転免許の自主返納も増えているが、本市の平成30年度における65歳以上の自主返納件数は588件と、運転免許を所有する人数の割合から考えるとまだまだ低い状況である。その理由の一つに、運転免許返納後に代替の移動手段が確保できないことを指摘する声がある。現在、ぐりーんバスの高齢者割引制度を導入し、交通手段の転換を促進する取り組みなどを行っているが、それだけでは課題の解決策として不十分と考えられる。

本市では、そのような状況をうけ、令和2年度より公共交通網形成計画を策定する見通しである。計画策定に当たっては、将来的に移動手段の確保に対して不安を感じている方々へ十分な聴き取りを行い、地域住民と交通事業者と行政が効率的かつ持続可能な協働体制を実現し、老若男女の思いに沿った仕組みづくりなどを盛り込んだ実効性の高い計画策定を求めるものである。

以上、ここに決議する。

令和2年 月 日

千葉県流山市議会

児童相談所等の拡充を求める意見書

警察庁発表の2019年犯罪情勢統計によれば、児童相談所に通告した18歳未満の子どもは9万7842人と前年比約22%増加し、警察が虐待を事件として摘発した件数も過去最多となる1957件、前年比約42%増となった。そんな中、多くの不手際も重なり、野田市内では虐待死により、かけがえのない幼い命が失われた。

いま千葉県は、第三者による検証委員会を立ち上げ、報告書をまとめ再発防止にあたっているものの、県内にある6つの県立児童相談所に付随する全ての一時保護所では、入所人数が、定員を超過する状況が常態化し、児童生徒の日々の生活に大きな支障を生んでいる。また千葉県は、施設増設や職員増員を来年度から計画しているものの、虐待等の相談件数の増加等から「人間のできる仕事の範囲を越えている」、「虐待を受けている子どもを全員、助けたいが、1人の児童福祉司（ケースワーカー）が100件ほどの虐待案件を抱え、難しい」との声も聞かれている。

そこで、政府及び国、千葉県に対し児童相談所及び関連施設の拡充や長寿命化、人員の増員等、抜本的な対策を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2020年 月 日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
財務大臣	様
厚生労働大臣	様
千葉県知事	様

千葉県流山市議会

フリーランス保護を前提とした労働法制の改正を求める意見書

一般雇用の労働者には、工作中や通勤途中に怪我をした場合でも、治療費や休業補償が支払われる労働者災害補償保険（以下、「労災保険」という。）が適用されている。また1965年、労働省（当時）は、フリーランス（個人事業主）であっても建設職人の一人親方や個人タクシーの運転手、農作業従事者などを特定作業従事者と業種を限定し、労災適用に道を開いてきた。さらに2006年、国際労働者機関（ILO）は「労働者性を判断する基準の一つでも該当すれば労働者として労働法を適用すべき」と勧告している。

一方、国内341万人ものフリーランスが増加し、働き方も多様化するもとで、コンビニ経営者の深刻な労働の実態、配達代行「ウーバーイーツ」の事故補償など現実社会と労働法制に乖離が生じている。

またフリーランスに分類されている芸能人では、俳優やマジシャン等の演技中の怪我、声優や歌手のポリープや難聴の発症、音楽家など舞台からの転落事故等が毎月のように報道されるものの、労災保険の適用が難しい場面に数多く直面している。さらに昨年、関係団体の調査によれば、俳優やライターなど会社に所属せずに働く人の61.6%がパワハラ、36.6%がセクハラ被害を訴えており、早急な改善が待たれている。

そこで、厚生労働省労働政策審議会で見直しされる労働法制の改正について、その労働実態を十分調査するとともに、フリーランスの保護を前提とした労働法制の改正を図り、もって、ILO勧告に基づく対応を図ることを政府に強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2020年 月 日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
法務大臣	様
厚生労働大臣	様
経済産業大臣	様
一億総活躍担当大臣	様

千葉県流山市議会

県民生活の安全に必要な県職員の適正配置を求める意見書

2019年、台風や豪雨災害は、県内各地に大きな傷跡を残した。その現場では、市町村職員はもとより、千葉県職員が、福祉などの住民サービスを担い、災害時には県民の命と安全を守り、救援のために欠かせない役割があることを再認識させた。

しかし、1988年度からの職員削減により、1万836人いた知事部局職員は、現在、7100人程度と35%も減少し、人口比で全国最少水準である。また、2019年2、3月には、旧水道局本所などへの労働基準監督署（以下、「労基署」という。）の立ち入り調査が行われ、500人分、1万4046時間もの残業代未払いが発覚した。さらに、県立の佐原病院及びこども病院、がんセンターで労基署から「36協定」違反の是正勧告を受けた。

ブラック企業・ブラックバイトの根絶、過労死の撲滅が社会的要請になっているもとので、模範となるべき千葉県の公務労働現場で法令違反やサービス残業などが蔓延しているとすれば、断じて許されない。

そこで千葉県知事に対し、県民生活の安全にとって必須な職員は増員し、実態に即した県職員の適正配置及び働き方の改善を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2020年 月 日

千葉県知事

様

千葉県流山市議会

主要農作物の種子生産に係る県条例の制定を求める意見書

これまで県行政は、主要農作物種子法（以下、「種子法」という。）に基づき高品質な原種・原原種の生産・供給等を担い、本県の主要農作物である水稲、麦及び大豆の安定生産や品質向上に中心的な役割を果たすことにより、地域農業の振興に大きな貢献をしてきた。

しかし種子法の廃止を受け、業務の外部移管、種もみの価格上昇、品質低下を招きかねないとの報道もあり、県内の生産現場では、優良な種子の確保と安定供給に不安が広がっている。

よって千葉県に対し、今後も県行政が種子生産に中心的な役割を果たし、これまでどおりの施策を継続するため、主要農作物の種子生産に係る条例を制定し、必要な予算及び関係部署の人員体制を恒久的に措置するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2020年 月 日

千葉県知事 様

千葉県流山市議会